

書 面 決 議 資 料

令和2年1月

小山スマートインターチェンジ地区協議会

小山スマートインターチェンジ地区協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、小山スマートインターチェンジ地区協議会（以下「地区協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 地区協議会は、（仮称）小山スマートインターチェンジの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該インターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態・整備効果等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

（所掌事項）

第3条 地区協議会は、主に次の事項について検討・調整する。

- （1）当該インターチェンジの社会便益
- （2）当該インターチェンジ及び周辺道路の安全性
- （3）当該インターチェンジの採算性
- （4）当該インターチェンジの構造及び整備方法
- （5）当該インターチェンジの管理・運営方法
- （6）当該インターチェンジの利用促進方策
- （~~6~~7）当該インターチェンジの名称案の決定
- （~~7~~8）その他、当該インターチェンジの設置・管理・運営に関して必要な事項

（構成）

第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者により構成する。

（会長等）

第5条 地区協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、小山町長をもって充てる。
- 3 副会長は、小山町経済建設部長をもって充てる。
- 4 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 地区協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長が必要と認める場合は、別表第2に掲げる者及び、それ以外の者の出

席及び意見を求めることができる。

(幹事会)

第7条 地区協議会に第3条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第3に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会の座長は、小山町経済建設部建設課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、座長が招集し、その議長となる。
- 5 座長が必要と認める場合は、別表第3に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 地区協議会及び幹事会の事務局は、小山町経済建設部建設課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて、別途、地区協議会で協議のうえ処理するものとする。

附 則

この規約は、平成25年2月12日から施行する。

この規約は、令和2年1月●●日から施行する。

別表第1（第4条関係）

小山スマートインターチェンジ地区協議会 名簿

所属・役職等
小山町長
国土交通省 中部地方整備局 道路部 地域道路課長
国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所長
静岡県 交通基盤部 道路局 道路企画課長
静岡県 沼津土木事務所長
中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 課長
チムリダー
中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 課長
チムリダー
中日本高速道路株式会社 東京支社 関連事業部 関連事業課 課長
チムリダー
中日本高速道路株式会社 東京支社 沼津工事事務所長
小山町商工会 会長
小山町観光協会 会長
小山町 経済建設部長

別表第2（第6条関係）

小山スマートインターチェンジ地区協議会オブザーバー 名簿

所属・役職等
静岡県 警察本部 交通部 交通規制課長
静岡県 警察本部 交通部 高速道路交通警察隊長
静岡県 御殿場警察署長

別表第3（第7条関係）

小山スマートインターチェンジ地区協議会幹事会 名簿

所属・役職等
国土交通省 中部地方整備局 道路部 建設専門官
国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 <u>計画課長調査第三課長</u>
静岡県 交通基盤部 道路局 道路企画課 高速道路班長
静岡県 沼津土木事務所 企画検査課長
静岡県 警察本部 交通部 交通規制課 規制企画係長
静岡県 警察本部 交通部 高速道路交通警察隊 規制係長
静岡県 御殿場警察署 交通課 交通規制係長
中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部 企画調整課 <u>課長代理</u>
チームサブリーダー
中日本高速道路株式会社 東京支社 建設事業部 企画統括課 <u>課長代理</u>
チームサブリーダー
中日本高速道路株式会社 東京支社 関連事業部 関連事業課 <u>課長代理</u>
チームサブリーダー
中日本高速道路株式会社 東京支社 沼津工事事務所 小山西工事長
小山町 経済建設部 建設課長